

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十一号

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(記録の整備)</p> <p>第三条 障害者支援施設は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）に対する施設障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の提供に關する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第二十条第二項の規定による身体的拘束等</p> <p>状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録</p> <p>二 四 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 19 略</p> <p>20 1 22 略</p> | <p>(記録の整備)</p> <p>第三条 障害者支援施設は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）に対する施設障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の提供に關する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第二十条第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録</p> <p>二 四 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 19 略</p> <p>20 第十七項第二号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>21 1 23 略</p> |

23| 第二十一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

24| 略

25| 第二項、第六項、第十二項、第十三項、第十七項、第十八項、第二十一項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

26| 第二項各号に掲げる職員、第三項の機能訓練指導員及び第二十四項各号に掲げる職員は、生活介護の単位又は施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護又は当該施設入所支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

27| 第六項各号に掲げる職員、第七項に規定する生活支援員、第八項の機能訓練指導員、第十二項各号及び第十三項各号に掲げる職員、第十四項に規定する生活支援員並びに第十七項各号、第十八項各号及び第二十一項各号に掲げる職員は、専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合の職員の配置の基準の特例）

第八条 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設（当該昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満であるものに限る。）は、前条第四項、第九項、第十項、第十五項、第十九項（第十八項第一号の職業指導員及び生活支援員に係る部分を除く。）及び第二十二項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置かなければならない職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設は、前条第二項第三号、第六項第二号、第十二項第二号、第十三項第二号、

24| 第二十二項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

25| 略

26| 第二項、第六項、第十二項、第十三項、第十七項、第十八項、第二十二項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

27| 第二項各号に掲げる職員、第三項の機能訓練指導員及び第二十五項各号に掲げる職員は、生活介護の単位又は施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護又は当該施設入所支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

28| 第六項各号に掲げる職員、第七項に規定する生活支援員、第八項の機能訓練指導員、第十二項各号及び第十三項各号に掲げる職員、第十四項に規定する生活支援員並びに第十七項各号、第十八項各号及び第二十二項各号に掲げる職員は、専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合の職員の配置の基準の特例）

第八条 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設（当該昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満であるものに限る。）は、前条第四項、第九項、第十項、第十五項、第十九項（第十八項第一号の職業指導員及び生活支援員に係る部分を除く。）及び第二十三項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置かなければならない職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設は、前条第二項第三号、第六項第二号、第十二項第二号、第十三項第二号、

第十七項第三号、第十八項第二号及び第二十一項第二号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

一・二 略

3 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)  
第十四条 略

2 5 略

6 前項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

7 5 10 略

11 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第二十三条 略

2 略

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）第百十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百四四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利

第十七項第三号、第十八項第二号及び第二十二項第二号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

一・二 略

3 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)  
第十四条 略

2 5 略

6 5 9 略

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(職場への定着のための支援)の実施)

第二十三条 略

2 略

用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(施設長の責務)

第三十条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員に条例第五条から第七条まで、第十二条から第十七条まで及び第十八条の二から第二十二條の二までの規定並びに第三条、第十条から前条まで及び次条から第三十六條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十一条 略

2・3 略

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 略

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、職員にその結果の周知徹底を図ること。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びま

(施設長の責務)

第三十条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員に条例第五条から第七条まで、第十二条から第十七条まで及び第十九条 から第二十二條 までの規定並びに第三条、第十条から前条まで及び次条から第三十六條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十一条 略

2・3 略

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 略

ん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

#### 附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。